新年のご挨拶



新年明けましておめでとうございます。

旧年中は格別のご厚情を賜り、知的財産Newsletterをお読み頂き、誠に有難うございました。お陰様で、Newsletterの配 信を開始してから8年が経過し、本年より9年目を迎えさせて頂くことになりました。本年も、Newsletterが皆様の知的財産 関連業務において少しでもお役立て頂ければ幸甚でございます。

2024年における知的財産分野の動きですが、立法関連では、2024年4月施行の改正不正競争防止法において①デジタ ル空間における模倣行為防止、②営業秘密・限定提供データ保護強化、③国際的な営業秘密侵害事案に対する管轄・法 適用の整備が行われました。裁判例に目を向けると、AI(DABUS)が特許法における「発明者」に該当するかについて判 断した2024年5月16日東京地判(令和5年(行ウ)第5001号)では、AI時代の特許制度の在り方に問題提起するなど、興味 深い新たな動きがありました。海外では、欧州統一特許裁判所の訴訟制度の下で多くの訴訟が審理されるようになり、迅 速な訴訟審理のもとで欧州統一特許裁判所におけるクレーム解釈・特許有効性の各論点について従前の欧州主要国裁 判所の判断基準との異同について活発な分析・議論がされるようになりました。我々法律実務家も、常に、法律・裁判例の 動向に注視しつつ、新たな動きを予想し、未解決の問題に取り組むことの重要性をより一層感じています。

弊所の知的財産プラクティスグループは、本年も、より質の高いリーガルサービスを迅速に提供できるよう大阪・東京・名古 屋を拠点に様々な知財関連業務を取り扱ってまいります。また、欧米及びアジアをはじめとする海外における知財案件に ついても迅速かつ適切にリーガルサービスを提供してまいります。

旧年は、Chambers Global及びChambers Asia-Pacific 2024 Intellectual Property部門、Asian Legal Business (ALB) 2024年5月号のIP Rankings 2024 Japan DomesticのPatents部門・Copyright/Trademarks部門、IAM Patent 1000の Japan DomesticのLitigation部門等において高い評価を受けることができました。

年頭にあたり、旧年中に賜りましたご厚情に深く感謝申し上げますと共に、本年も倍旧のお引き立ての程よろしくお願い申 し上げます。

> 弁護士法人大江橋法律事務所 パートナー弁護士 重冨 貴光

知的財産ニュースレター

Intellectual Property

Newsletter 97



Contents

審決取消

決済以外の用途の情報処理端末に関する特許出願について 補正を認めなかった審決を取消した事例

知財高裁(2部)令和6年11月13日判決〔決済以外の用途の情報処理端末特許出願補正却下審決取消請求事件〕

商標

指定役務(医療用機械器具の貸与)の類似性の判断が審決と判決で分かれた事例

知財高裁(4部)令和6年11月11日判決[医療用機械器具貸与事件]

著作権

被告の写真利用が適法な引用に当たるとされた事例

東京地裁(40部)令和6年9月26日判決〔宗教新聞写真無断投稿事件〕

事務所News

審決取消

決済以外の用途の情報処理端末に関する特許出願について 補正を認めなかった審決を取消した事例



平野 惠稔

PPOFILE/+ = #

裁判例はこちら

知財高裁(2部)令和6年11月13日判決(令和6年(行ケ)第10023号)裁判所ウェブサイト (決済以外の用途の情報処理端末特許出願補正却下審決取消請求事件)

1. 事案の概要

X(株式会社フライトソリューションズ)は、請求項1を下記【本願発明】の通りとする「情報処理端末」の発明に係る特許出願(特開2022-174402)について、【本件補正発明】のとおりに補正を求めていたところ、特許庁は、本件補正を却下した上で進歩性を否定し拒絶査定をしました。原告は、拒絶査定に不服申し立てを行いましたが、特許庁は不服を認めないとの審決を行い(不服2023-11666)、本件はXがその審決の取消しを求めた事案です。

【本願発明】

「情報記憶媒体から情報を読み取り可能な接触型の読み取り 部と、

情報記憶媒体から情報を読み取り可能な非接触型の読み取り部と、

前記接触型の読み取り部及び前記非接触型の読み取り部の それぞれにより読み取られた情報を処理する情報処理部とを、 備え、

前記情報処理部は、前記接触型の読み取り部及び前記非接触型の読み取り部のそれぞれを同時に、決済に関する情報の入力の有無に関係なく、情報記憶媒体から情報を読み取り可能な待ち受け状態に維持しつつ、前記接触型の読み取り部により読み取られた情報又は前記非接触型の読み取り部により読み取られた情報を処理する、情報処理端末。」

【本件補正発明】

(下線部は補正箇所を示し、○付き数字は本件審決にいう「補 正事項1 |等の数字に対応する。)

「①決済以外の用途において適用可能な情報処理端末であって、

情報記憶媒体から情報を読み取り可能な接触型の読み取り

部と、

②前記情報記憶媒体から情報を読み取り可能な非接触型の 読み取り部と、前記接触型の読み取り部及び前記非接触型の 読み取り部のそれぞれにより読み取られた情報を処理する情 報処理部とを、備え、

③前記接触型の読み取り部及び前記非接触型の読み取り部 は、決済に関する情報の入力がなされていない前記情報記憶 媒体から読み取り対象の情報を読み取り可能であり、

前記情報処理部は、前記接触型の読み取り部及び前記非接触型の読み取り部のそれぞれを同時に、④(「決済に関する情報の入力の有無に関係なく、」を削除)前記情報記憶媒体から情報を読み取り可能な待ち受け状態に維持しつつ、前記接触型の読み取り部により読み取られた情報又⑤(「は」を削除。ただし、手続補正書の誤記と思われる。)前記非接触型の読み取り部により読み取られた情報を処理する、情報処理端末。」

2. 本願発明の概要

写真はXの販売する情報処理端末(決済端末)の一つです。 レストランなどでよく見られるものだと思いますが、お客さん のクレジットカードなどをこの端末で読み取り、データが端末に 転送された後に、お客さんに暗証番号などを入力させるという 決済などに使われています。本願発明でいう、「情報記憶媒体 から情報を読み取り可能な待ち受け状態に維持しつつ、」は例 えば暗証番号の入力可能な状態、また、「前記接触型の読み取 り部により読み取られた情報又は前記非接触型の読み取り部 により読み取られた情報」は例えばお客さんの暗証番号です。 本件明細書では、このような情報処理端末を決済に使う場合を 【背景技術】とし、本願発明は、このような端末を決済用でない カード、例えばマイナンバーカード、に用いようとするものです。

次ページへ続く 7



(https://www.flight.co.jp/trinity/#slide1)

3. Xの主張した審決取消事由

- (1)本件補正を却下した判断の誤り(取消事由1) 特許請求の範囲を減縮するものであること等
- (2)引用発明1及び引用発明2に基づく本願発明の進歩性判断の誤り(取消事由2)
- (3)引用発明Aに基づく進歩性について弁明の機会を与えなかった手続の誤り(取消事由3)

裁判所は取消事由1を認めましたので、その他の取消事由については判断の必要がなく、判断していません。

4. 裁判所の判断の概要

(1)審判で本件補正についてY(特許庁長官)は、「本願発明は、決済に関する情報が入力されてもされなくても待ち受け状態に維持することができることが規定されていたのに対し、本件補正(補正事項4)は「決済に関する情報の入力の有無に関係なく」との条件を削除することにより、「待ち受け状態に維持」する条件を何ら特定しないものとなった。

そのため、本件補正発明は、例えば、本件補正前には含まれていなかった、情報処理部が決済に関する情報の入力をしたときにだけ同時に待ち受け状態となって、決済用媒体を読み取り

ち、決済に関する情報の入力がない限り待ち受け状態とはならない情報処理装置)が、本件補正後は、発明の技術的範囲に包含されることになっている。」として補正事項4が特許請求の範囲を減縮せず、拡張したとし、補正事項1及び3では決済に関係のないものであることが明記されましたが、これらは「「待ち受け状態」に関する条件(決済に関する情報の入力)とは無関係であるから、補正事項4とは直接関連しない。」と主張しました。
(2)裁判所は、「補正事項4についてみると、文言上は、「前記接触型の読み取り部及び前記非接触型の読み取り部のそれぞれを」「情報記憶媒体から情報を読み取り可能な待ち受け状態に維持」する態様(以下「本件態様」という。)を限定していた事項を削除するものであるから、「『決済に関する情報の入力』の有無が本件態様に関係する情報処理端末」は、本願発明の範囲には含まれていなかったが、本件補正発明の範囲には含まれることになったと解釈する余地がある。」としました。

可能な、非決済及び決済用媒体兼用の情報処理装置(すなわ

しかし、裁判所は、「本願発明は、決済に関する情報(金額情 報、支払方法、決済に使用されるカードブランドの情報など)を ユーザが入力してから決済に使用されるカードの読み取り操作 を促す処理及び表示を行うという従来技術の構成では、決済 以外の用途への適用が難しいという課題を解決するため、決 済以外の用途において適用可能な情報処理端末であって、接 触型・非接触型の別を問わず、情報記憶媒体から短時間で必 要な情報を読み取り可能な情報処理端末を提供するものであ り(【0004】~【0007】)、この点は、本件補正発明においても同 様である。」と発明の要旨を述べた上、文言上は、補正事項4に よって「「決済に関する情報の入力」によって初めて本件態様に なるような情報処理端末 | が考えられるが、「このような情報処 理端末を利用するためには、常に「決済に関する情報」の入力 が要求されることになるから、本願発明及び本件補正発明の趣 旨目的に反する | のみならず、「例えば、マイナンバーカードのよ うな非決済用媒体を処理対象とする場合には、「決済に関する 情報 | そのものがないのであるから、「決済に関する情報の入 力」がない限り待ち受け状態とならないとすると、いつまでも本

次ページへ続く 7

件態様となることができず、非決済用媒体を読み取ることができない。そのような端末は「決済以外の用途において適用可能な情報処理端末」とはいえない。」としました。また、逆に「「決済に関する情報の入力」により本件態様が終了するような情報処理端末」も考えられるが、「このような端末は、当該入力後は読み取り可能ではなくなり、決済・非決済共用端末の場合において、決済に関する情報を入力すると決済目的で情報処理端末を利用することができなくなる、いい換えると、決済処理を行わないのに決済に関する情報を入力する手段を設けるという、およそ不合理なものとなる。」として、「補正事項4を含む本件補正後の発明が、これらの「決済に関する情報の入力の有無が本件態様に関係する情報処理端末」をその技術的範囲に含むと解することは、合理的な解釈とはいい難い。」としました。

そして、本願明細書からは、「本件補正の前後を通じ、本件態様となるために「決済に関する情報の入力」が不要であることに変わりはなく、本願発明の「決済に関する情報の入力の有無に関係なく、」との文言は、決済以外の用途において適用可能であることを特定していたにすぎないもの」と解するのが合理的な解釈であると判断しました。

5. コメント

補正により特許請求の範囲が減縮されたかどうかは、形式的な文言解釈ではなく、特許発明の技術的範囲を、明細書の内容も考慮して解釈しなければならない(特70条1項、2項)ということを十分に認識しておく必要があることを教える裁判例だと思います。

← 目次へ戻る

商標

指定役務(医療用機械器具の貸与)の類似性の判断が審決と判決で分かれた事例

廣瀬 崇史

PROFILEはこちら

知財高裁(4部)令和6年11月11日判決(令和6年(行ケ)第10028号)裁判所ウェブサイト〔医療用機械器具貸与事件〕

裁判例はこちら

本件は、第三者が令和2年11月に設定登録を受けた、医療用機械器具の貸与を指定役務として含む、「AWG治療」の文字を標準文字で表してなる商標(「本件商標」)の商標権について、被告が令和4年8月に権利の移転を受けていたところ、原告が、自らが令和2年1月に設定登録を受けていた、第10類の医療用機械器具(歩行補助器・松葉づえを除く。)等を指定商品とする、「AWG治療」の文字商標を引用商標として、令和5年6月末に、本件商標の指定役務中、第44類「あん摩・マッサージ及び指圧、カイロプラクティック、きゅう、柔道整復、整体、はり治療、医療用機械器具の貸与」について、商標法4条1項11号1への該当を理由に、商標登録無効審判を請求した事案です。

審決(「本件審決」)では、概要、次のような事情を考慮し、本件商標の指定役務である医療用機械器具の貸与(本書で「本件指定役務・医療用機械器具の貸与」と呼ぶことがある)と、引用商標の指定商品である医療用機械器具(本書で「本件指定商品・医療用機械器具」と呼ぶことがある)については、製造・販売者及び提供者、用途、販売場所及び提供場所が異なり、需要者の範囲の一部において一致する場合があるとしても、一般的、恒常的な取引の実情を勘案して総合的に考慮すると、当該役務と商品とは相違するものであり、両商標の指定商品及び指定役務は、同一又は類似の商標を使用しても、それらの商品及び役務が誤認混同するおそれのない非類似の商品及び役務といわざるを得ない(商標法4条1項11号に該当しない)との判断がされました。

・請求人が提出した証拠資料は、医療用機械器具を取り扱う業界の一団体である商工組合日本医療機器協会の状況を説明 したにすぎないから、それをもって医療機器を取り扱う事業者 の一般的な傾向とはいえない。本件指定役務・医療用機械器 具の貸与を行う事業者と、本件指定商品・医療用機械器具の 製造・販売を行う事業者は、必ずしも一致するとはいえない。

- ・「医療用機械器具の貸与」は、他人の求めに応じ物品を貸与することが本質といえ、その用途は、「医療機器の貸与のため (用)」であるのに対し、「医療用機械器具」の用途は、正に「医療用」の商品そのものであるから、必ずしも用途が一致するとはいえない。
- ・一般に医療機器の販売が、製造販売業の許可を受けたメーカーである企業等において行われ、また、医療用機械器具の貸与は、医療機器の貸与の許可を受けた企業によりリース・レンタルが行われており、必ずしも商品の販売場所と役務の提供場所が一致するとはいえない。

一方、知財高裁は、本件審決の判断のうち、本件指定役務・ 医療用機械器具の貸与と、本件指定商品・医療用機械器具を 非類似とした判断は誤りであり、両者に同一又は類似の商標を 使用した場合、商品及び役務が誤認混同するおそれがあり、両 者は類似する商品・役務といえると判断しました。その判断の概 要は次のとおりです。

まず、知財高裁は、商標法4条1項11号所定の商品と役務の 類否は、それらの商品・役務に同一又は類似の商標を使用する 場合には、同一の営業主体の製造・販売又は提供する商品・役 務と取引者・需要者に誤認されるおそれがあると認められる関 係にあるか否かにより判断すべきであること、具体的には、商品 の製造・販売と役務の提供が同一事業者によって行われてい る実情の有無・程度、商品と役務の用途の共通性、商品の販売 場所と役務の提供場所の同一性、商品と役務の需要者の重な り具合等を総合的に考慮し判断するのが相当であることを示し

次ページへ続く オ

⁻ 商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標又はこれに類似する商標であって、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするものについて、商標登録を受けることができない旨を定める規定。

ました。その上で、①事業者、②用途、③提供場所・販売場所、 ④需要者の範囲について、それぞれ次のように事実を認定して います。

①事業者について

- ・ 証拠によれば、多数の医療機器メーカー²等について、製造・ 販売と貸与(レンタル・リース)の両方の事業を行っているこ とが認められる。
- ・ (グループ企業(系列企業)の中で、製造・販売とリース(レンタル)が別々の会社に担われている事例について)同一のハウスマークを用いて営業を行う系列会社であること、これらの需要者は、そうした系列会社間の法人格の異同にさほど関心を持たないと考えられる一般の需要者が含まれていること等の事情を考慮すると、「商品の製造・販売と役務の提供が同一事業者によって行われている場合」に準ずるものということができる。
- ・ 証拠によれば、医療用機械器具の製造、販売、貸与等を行う 企業を会員とする団体である商工組合日本医療機器協会に おいては、医療機器の製造販売業又は販売・貸与業の許可 等を受けている企業が77社あり、そのうち、製造販売業と販 売・貸与業の両方の許可等を受けている企業は53社 (68.8%)あることも認められ、約3分の2の割合という多数の 製造・販売業を行う事業者が、貸与業も行うことができる状況 にあるといえる。

②用途について

- ・医療用機械器具の貸与は、他人の求めに応じて当該機械器 具を貸与すること。<u>貸与という行為は、需要者に当該機械器</u> 具を使用させることを当然に予定する。
- ・その貸与の用途は、医療用機械器具の医療目的での使用ということができ、本件指定商品・医療用機械器具の用途と共通する。

③提供場所・販売場所について

・多数の医療用機械器具の製造・販売を行う事業者が同時に

貸与も行っている取引の実情があることや、各事業者は、ホームページを設けて申込みや問合せを受け付けており、その際には<u>販売と貸与を共に説明</u>していることに鑑みると、<u>医療用機械器具の販売場所と貸与の提供場所は、いずれも当該企業の営業所所在地やインターネット上のホームページ(同一のサイト)等であると認められる。</u>

・本件指定役務・医療用機械器具の貸与と、本件指定商品・医療用機械器具については、提供場所・販売場所が同じである場合が多いということができる。

④需要者の範囲について

- ・本件指定商品・医療用機械器具は、医療機関で用いられるものに限らず、一般家庭内で健康状況に応じて使用されるものも含まれること、その需要者には、医療機関のみならず、一般の需要者等が含まれることについては、当事者間に争いがない。
- ・ 証拠によれば、本件指定役務・医療用機械器具の貸与においても、広く一般の需要者(消費者)が想定されている場合があることが認められ、両者の需要者は実質的に重なる。

知財高裁は、①から④を考慮し、「本件指定役務・医療用機械器具の貸与と、本件指定商品・医療用機械器具の製造・販売とは、同一事業者によって行われている例が多数みられ、これらの用途は共通し、販売場所と提供場所は同一である場合が多く、需要者の範囲は実質的に重なっているということができる。」と判断し、このような取引の実情を踏まえると、本件指定役務・医療用機械器具の貸与と本件指定商品・医療用機械器具に同一の構成の商標を使用する場合には、同一の営業主体の製造・販売又は提供する商品・役務と取引者・需要者に誤認されるおそれがあるとの判断をしました。

本件は、事例判断ですが、商標法4条1項11号の該当性、すなわち、指定商品・役務の類似・非類似の判断について、特許庁と知財高裁との判断が分かれた事例であり、知財高裁が証拠に基づく実質的な事実認定をしており、その判断手法に関して、実務上の参考となるところがあると考えられましたので、紹介した次第です。

← 目次へ戻る

^{2 15}社の名前が判決書に列挙されている。

著作権

被告の写真利用が適法な引用に当たるとされた事例



手代木 啓

東京地裁(40部) 令和6年9月26日判決(令和5年(ワ)第70388号)裁判所ウェブサイト〔宗教新聞写真無断投稿事件〕

裁判例はこちら

1. 事案の概要

本件は、宗教法人である原告Xが、その会員である被告Yに対し、Yがインターネット上の短文投稿サイト(本件サイト)において、Xが出版する宗教新聞に掲載された写真(本件写真)を複製しこれを掲載したことが、Xの保有に係る本件写真の著作権(送信可能化権)を侵害すると主張して、Yに対し、不法行為に基づき、損害賠償等の支払を求めた事案です。

2. 前提事実

本件の中核的争点は、Yによる本件写真の本件サイトへの投稿が著作権法32条1項の適法な引用に当たるかという点ですが、その判断の前提として以下の事実が認定されています。

- ・Xの宗教新聞には、本件写真が掲載されていたところ、本件 写真は、報道を視覚的に伝達するいわゆる報道写真であり、 Xがその著作権を保有している。
- ・Yは、Xの宗教新聞を題材に意見を述べれば、Yが現在のX に抱く意見を多くの人々に理解してもらい、Xが改善されるの ではないかと思うようになり、Yが購読する宗教新聞に記載の 本件写真をスマートフォンで撮影し、その記事に対する批評 を本件サイトに投稿した。
- ・ Yは、上記批評に宗教新聞からの引用である旨記載したり又 は宗教新聞の名称を映り込ませてその写真を掲載したりした。
- ・ Yがスマートフォンで撮影しその写真に映し出された宗教新聞の記事には、いずれも上記批評と関連するものが含まれており、同記事は、上記批評をする目的でスマートフォンの写真1枚に写り込む限度で利用されたものである。
- ・スマートフォンで撮影された上記記事には、宗教新聞に掲載 された本件写真が映されているものの、本件写真の構図は総

じてありふれたものであり、本件サイトに投稿された本件写真は、Yが宗教新聞の紙面に掲載されていたものをスマートフォンで撮影し更に本件サイトに投稿したものであるから、全体として不鮮明であり、その画質は粗く細部は捨象されており、それ自体独立して鑑賞の対象となるものとはいえない。

3. 争点に対する裁判所の判断

裁判所は、結論としてYによる本件写真の利用を著作権法32 条1項の引用に該当すると判断し、Xの請求を棄却しました。

裁判所は、まず、同項の引用の該当性判断について以下の 一般的な規範を述べました。

・著作権法32条1項は、公表された著作物は、公正な慣行に合致し、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で、引用して利用することができる旨規定するところ、公正な慣行に合致し、かつ、引用の目的上正当な範囲内であるかどうかは、社会通念に照らし、他人の著作物を利用する目的のほか、その方法や態様、利用される著作物の種類や性質、当該著作物の著作権者に及ぼす影響の程度などを総合考慮して判断されるべきである。により、当該表示が出所を示すものであるとの認識が幅広い需要者又は取引者に定着していく必要があると解される。

そのうえで、裁判所は、上記2で記載した認定事実をもとに、①本件写真が宗教新聞への批評を目的として写真1枚に写り込む限度で利用されており、かつ、全体的に不鮮明であり、本件写真のごくわずかな部分を複製するものに過ぎないこと、②不鮮明な本件写真が独立して二次的に利用されるおそれは極めて低く、二次的に利用されたことによってXが経済的利益を得る機会を現に失った事実も認められないこと、③Yの批評自体に引用で

次ページへ続く 7

ある旨の記載があり又は宗教新聞の名称が映り込んでおり、一般の読み手の普通の注意と読み方を基準とすれば、Yの投稿した本件写真の出所がXの宗教新聞であることは、十分にうかがわれることを認定し、Yによる本件写真の利用は公正な慣行に合致し、かつ、引用の目的上正当な範囲内であると認めるのが相当であるとして、当該利用行為は違法なものとはいえないと判断しました。

4. まとめ

本判決は、著作権法32条1項の引用該当性について、他人の著作物を利用する目的のほか、その方法や態様、利用される著作物の種類や性質、当該著作物の著作権者に及ぼす影響の程度などを総合考慮すべきとする一般的な規範を示したうえで、詳細な事実認定を行って該当性を判断しています。

著作物の利用が適法な引用に該当するかは、個人及び企業の日常の活動においてしばしば直面する論点であるにもかかわらず、著作権法32条1項は適法な引用の要件を「公正な慣行に合致するものであり」かつ「引用の目的上正当な範囲内で行なわれるもの」と抽象的に規定するのみであるため裁判所による解釈が重要な意味を有します。

上記解釈においては、適法な引用の要件として、①明瞭区別性(引用して利用する側の著作物と、引用されて利用される側の著作物とを明瞭に区別して認識することができること)、②主従関係性(両著作物の間に前者が主、後者が従の関係があること)の2つの基準を重要視する立場(二要件説)が従来の主流であったと解されますが、近時は必ずしもこの枠組みを採用しない裁判例も増えています。本判決における裁判所は、上記解釈において二要件説を採用せずに、諸般の事情を総合考慮する立場(総合考慮説)をとったうえで適法な引用であることを肯定しています。本判決はあくまで事例判断ではありますが、適法な引用の該当性判断において総合考慮説を採用したと解されること、及び総合考慮の際に重視する要素を示している点で今後の実務の参考になるものと考え、ご紹介させていただきました。

← 目次へ戻る



「当事務所はChambers Asia Pacific 2025にて高い評価を得ました」



Oh-Ebashi LPC & Partners

当事務所の重富貴光弁護士は、Chambers Asia Pacific 2025 Intellectual Property: Bengoshiの弁護士評価において、Band2にランクインいたしました。 また当事務所は、Chambers Asia Pacific 2025 Intellectual Property:Domesticの分野においてBand4の評価を得ました。 詳細はChambersのウェブサイトに掲載されております。

Chambers&Partnersのウェブサイトはこちらからご覧いただけます

← 目次へ戻る